

平戸市老朽危険空き家除却事業補助金

本市では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空き家住宅の除却を行う費用の一部を助成します。

補助金額

次の①又は②のいずれか少ない額の

1/2（上限80万円）

- ①補助対象建築物の解体・運搬・処分に必要な費用（消費税及び地方消費税を除く）の**8/10**
- ②補助対象建築物の床面積に、国土交通省が定める標準除却費を乗じて得た額の**8/10**

※標準除却費は毎年変動します。

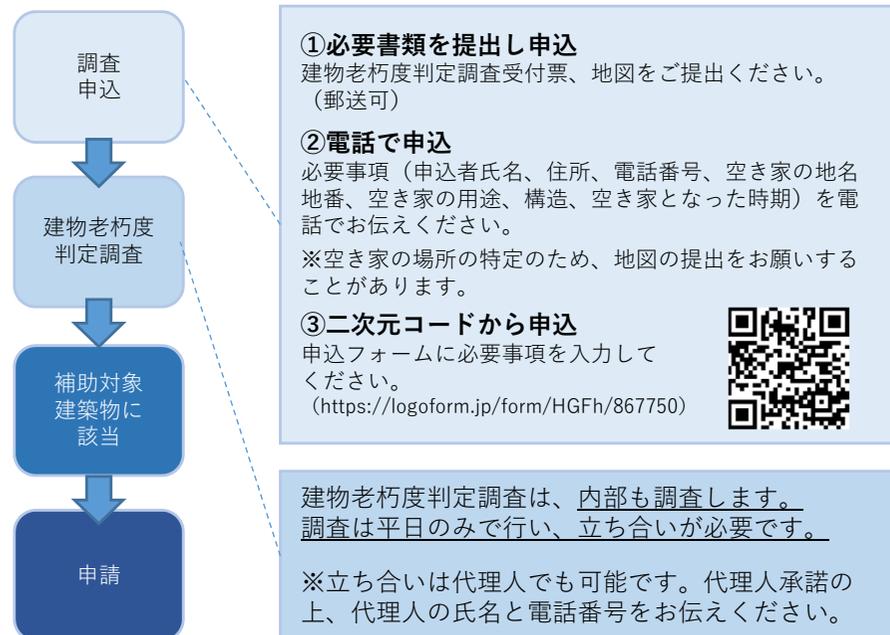
補助対象住宅

次の①～④すべてを満たす建築物

- ①平戸市内にある建築物
- ②現に使用されていない建築物
- ③木造又は鉄骨造である建築物
- ④面積の半分以上が住宅として使用されていた建築物
- ⑤建物老朽度について点数の合計が**100点以上**である建築物

申請までの流れ

調査の結果、補助対象建築物に該当した場合、申請ができます。



補助対象者

次のいずれかに該当する者

- ①登記事項証明書（未登記の場合は家屋課税台帳）に所有者として登録されている者
 - ②上記①の相続人
 - ③不在者財産管理人、成年後見人等の補助対象建築物を処分する権限を有する者
 - ④上記①～③から補助対象建築物の除却について同意を受けた者
- ※補助対象建築物が複数人の共有である場合は、共有者全員の同意書又は誓約書が必要です。
※建物の登記事項証明書に所有権以外の物件が設定されている場合は、権利者の同意書が必要です。

注意事項

以下のいずれかに該当する者は**補助対象外**となります

- ①市税等に滞納がある者
- ②法人
- ③共有名義人または相続人が複数いる場合で全員からの同意が得られない者又は誓約書の提出ができない者
- ④登記事項証明書に所有権以外の物件（賃借権を含む）の設定がある場合で、権利者全員からの同意が得られない者
- ⑤空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の命令を受けた者

補助対象工事

次のいずれにも該当する者と契約する除却工事

- ①市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人
 - ②建設業法における許可（土木・建築もしくは解体工事業）又は建設リサイクル法による解体工事業の登録を受けた者
- ※除却工事の着工前に請負契約書の取り交わしが必要です。

注意事項

以下のいずれかに該当する**工事**は**補助対象外**となります

- ①補助申請前に着手した工事（補助金の交付決定後、工事に着手できます）
- ②同時に他の補助金の交付を受けようとする工事
- ③建築物（長屋住宅を除く）の一部を除却する工事
- ④付属の倉庫・車庫・牛舎・門・塀などを除去する工事

問合せ先 平戸市役所 建設部 都市計画課 建築班（本庁2階）
〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3
電話（直通）0950-22-9166